

小矢部市議会議長 中西正史 殿

小矢部市議会改革

平成 30 年度 最終報告書

平成 30 年 4 月
議会改革協議会

目次

1	はじめに	1
2	議会運営委員会からの答申	1
3	議会改革協議会の設置	3
	(1) 基本的事項	
	(2) 会議開催状況	
4	提言のまとめ	4
	(1) 小矢部市議会基本条例等に関すること	4
	① 基本条例の見直し	
	② 会議規則の見直し	
	③ 委員会条例の見直し	
	④ 委員会傍聴規則の見直し	
	(2) 大規模災害等への対応に関すること	4
	(3) 議員定数に関すること	4
	① 議員定数の見直し	
	② 常任委員会の数と構成	
	(4) 議員報酬及び政務活動費に関すること	4
	① 議員報酬の額の見直し	
	② 政務活動費の額の見直し	
	③ 政務活動費の手引きの見直し	
	(5) 議会運営に関すること	5
	① 本会議の傍聴手続きの見直し	
	② 委員会の傍聴手続きの見直し	
	③ 常任委員会等の視察報告について	
	④ 組合議会の報告について	
	⑤ 代表、一般質問の見直し	
	⑥ 通年議会の導入について	
	⑦ 本会議場の服装について	
	⑧ タブレットの導入について (ペーパーレス化に向けた)	
	(6) 議会広報に関すること	5
	① 議会だよりの配付	
	② 市議会HPの充実	
5	おわりに	6

1 はじめに

平成 28 年に富山県議会、富山・高岡市議会において発覚した政務活動費の不正受給により、地方議会のあり方そのものが疑問視されるという異常な事態が発生しました。

このことから、本市では二元代表制における議会の役割である執行機関の監視や政策提言などをより強く推進し、より議会の力を強化するために、平成 28 年 12 月から議会運営委員会において、市議会のあり方、議員報酬や議員定数をはじめとした諸課題について協議を進め、平成 29 年 2 月に議長へ議会改革についての答申をしました。

その答申を踏まえ、平成 29 年 6 月に「小矢部市議会改革設置要綱」を制定し、議長に報告及び提言する機関として議会改革協議会を設置し、議会全体についての協議を行いました。

2 議会運営委員会の答申

議会運営委員会において、議会改革に取り組むべき内容として 10 項目（細項目 15）を定めて全議員へのアンケートを実施しました。2 月 16 日の議会運営委員会にて、そのアンケート結果を取りまとめ、議長に答申しました。

会議開催状況及び内容は、次のとおりでありました。

(1) 会議開催状況

平成 28 年

- | | | |
|-----------|------------------|----------------------------------|
| 12 月 12 日 | 議会運営委員会 | ・ 議会改革に取り組むことを決定 |
| 12 月 20 日 | 議会運営委員会
議員懇談会 | ・ 改革項目を協議
・ 議運で議会改革に取り組むことを報告 |

平成 29 年

- | | | |
|----------|---------|--|
| 1 月 19 日 | 議会運営委員会 | ・ 改革項目を協議
・ 全議員へのアンケート実施 |
| 2 月 16 日 | 議会運営委員会 | ・ アンケート結果の取りまとめ
・ 議長へ答申
(定数等は新たな委員会で協議する。) |

(2) 答申内容

(1) 政務活動費に関すること

- ①領収書等のインターネット公開は、現在も情報公開請求により開示していることから、経費をかけて導入する必要はない。
- ②政務活動費の手引きの公開は、手引きは内規的なものであり、現行どおり公開する必要はない。
- ③政務活動費の手引きの見直しは、新たな委員会を設置して、そこで検討をする。
- ④支払い方式は、現行の月額 20,000 円ということを含み、現行どおりの前払いとする。
- ⑤政務活動費の額は、新たな委員会を設置して、そこで検討をする。
- ⑥第三者機関は、今の体制で支障がないことから設置しない。

(2) 議員定数に関すること

新たな委員会を設置して、そこで検討をする。

(3) 議員報酬に関すること

新たな委員会を設置して、そこで検討をする。

(4) タブレット導入によるペーパーレス化に関すること

現時点では導入の必要はないが、導入の目的を明確にしたうえで、新たな委員会を設置して、そこで検討をする。

(5) 休日、夜間議会に関すること

現時点では開催の必要はない。ただし、小中学生や高校生に興味を持ってもらえるような取り組みについては、引き続き検討していく。

(6) 要旨録等の公開に関すること

現在も情報公開請求により開示していることから、現行どおりとする。

(7) 委員会等の会議のTV、インターネット中継による映像配信に関すること

導入には多額の経費が掛かることから、委員会等の映像配信は実施せず、現行どおりとする。

(8) 議会報告会に関すること

現行どおりとし、開催日、回数や報告内容については、その都度、協議していくこととする。

(9) 弔電・香典に関すること

既に個人の弔電は自粛していることから、現行どおりとする。なお、香典についても現行どおりとする。

(10) 委員会行政視察報告に関すること

現行どおりとするが、現在、委員会よって報告方法が異なることから、新たな委員会を設置して、そこで統一した報告方法を検討する。

細分化した15項目のうち、9項目は「現行のとおり」とすることで議長に承認され、「議員定数」、「議員報酬」や「政務活動費の額」などの6項目は、新たに委員会を設置して、そこで協議をしていくこととなりました。

3 議会改革協議会の設置

議会運営委員会の答申をうけ、平成29年6月23日に議会改革協議会を設置することとなりました。

(1) 基本的事項

- ①協議会は、議長の除く15人の議員で構成する。
- ②協議会には8名の議員で構成する理事会を設置する。
- ③理事会は、「改革の素案づくり」や「資料収集」等を行い、協議会にその内容を報告・提言する。
- ④協議会は公開とするが、理事会は自由な意見を引き出すため非公開とする。

(2) 会議開催状況

平成29年

2月23日	議員懇談会	・議会改革に関する委員会の設置について
6月9日	議会運営委員会	・議会改革協議会の設置について
6月16日	議員懇談会	・議会改革協議会の設置について
6月23日	本会議 第1回議会改革協議会	・議会改革協議会を設置 ・設置要綱の確認 ・会長、副会長の選任 ・理事会の設置
7月24日	第1回理事会	・改革事項の細部項目を協議
8月8日	第2回理事会	・改革事項の細部項目を協議
8月22日	第3回理事会	・改革事項の細部項目を協議
9月14日	第4回理事会	・改革事項の細部項目を協議
9月20日	第2回議会改革協議会	・改革事項の細部項目を協議
10月5日	第5回理事会	・改革事項の細部項目を協議
10月30日	第6回理事会	・改革事項の細部項目を協議
11月7日	第7回理事会	・改革事項の細部項目を協議
11月29日	第8回理事会	・改革事項の細部項目を協議
12月12日	第9回理事会	・改革事項の細部項目を協議
12月20日	第3回議会改革協議会	・改革事項の細部項目を協議

平成30年

1月24日	第10回理事会	・改革事項の細部項目を協議
2月21日	第11回理事会	・改革事項の細部項目を協議
3月19日	第4回議会改革協議会	・提言内容を協議
3月28日	第12回理事会	・提言内容を協議
4月25日	第5回議会改革協議会	・提言内容を協議
4月26日		議長へ答申

4 提言のまとめ

平成 29 年 6 月の発足以来、理事会で 12 回、協議会で 5 回にのぼる議論を重ね、次のとおり提言をまとめました。

(1) 小矢部市議会基本条例等に関すること

① 小矢部市議会基本条例の見直し

より市民の負託に応えられるようにするとともに、時代の変化に対応するための所要の改正を行う。また、災害時の議会对応についての規定を設ける。

② 小矢部市議会会議規則の見直し

議会基本条例の一部改正に伴い、請願の審査に際し、請願者からも趣旨の説明を聴く機会を設けることができるよう改正する。

③ 小矢部市議会委員会条例の見直し

委員会での審議等をより深く活発に行えるよう、現行の総務・民生・産業建設の 3 常任委員会を総務産業建設・民生文教の 2 常任委員会とし、委員定数及び所管を改正する。

④ 小矢部市議会委員会傍聴規則の見直し

傍聴人の利便性を向上させるため、傍聴申込み時間を改正する。

(2) 大規模災害等への対応に関すること

大規模災害等が発生した非常時においても、機能停止することなく、有効な議会運営ができるよう、小矢部市議会災害時 B C P を新たに策定する。

(3) 議員定数に関すること

① 議員定数の見直し

二元代表制における議会の役割を保持、及び更に強化していくためにも現行の定数 16 人のとおりとする。

② 常任委員会の数と構成

活発な議論には最低 7 人が必要であるとの考えから、現行の 3 つの常任委員会を 2 つにする。新たな委員会構成については、平成 30 年改選後から適用する。なお、複数所属については、今回、常任委員会を 2 つにすることから導入しない。

(4) 議員報酬及び政務活動費に関すること

① 議員報酬の額の見直し

昨今の社会情勢等を鑑み、現行月額 360 千円（議員）、390 千円（副議長）、445 千円（議長）のとおりとす。

② 政務活動費の額の見直し

調査研究に資するためには必要であるので、現行月額 20,000 円のとおりとす。

③ 政務活動費の手引きの見直し

按分規定については、政務活動と政治活動その他の活動との区分けが必要な場合があることから現行どおりとする。ただし、説明責任を果たせない按分については、現行どおり認めないものとする。

また、証拠書類については、原則、原本を提出するものとする。ただし、

原本提出が困難なもの（通帳、視察資料等）は写しも可とする。なお、多人数での視察における領収書については、代表者が原本を提出し、その他の議員は写しを提出する。

(5) 議会運営に関すること

①本会議の傍聴手続きの見直し

傍聴の申し込み手続きは、議場内の秩序保持のために、傍聴券に氏名、住所、年齢を記載する現行どおりとする。

②委員会の傍聴手続きの見直し

申込書に氏名、住所を記載する現行どおりとする。なお、傍聴の申し込み時間は、従前の開議時刻の「1時間前から30分前までの間」を「30分前から15分前までの間」とし、傍聴人の利便性を向上させる。

③常任委員会等の視察報告について

行政視察の報告書は、委員長が代表して作成するが、参加した委員個人の所感も記載することとし、その報告書は議会事務局内において自由閲覧を可能とする。

また、議員間の情報共有のため、常任委員会の視察報告は6月定例会中に、特別委員会の視察報告は12月定例会中の議員懇談会において報告する。

④組合議会の報告について

小矢部川中流水害予防組合議会、砺波地方衛生施設組合議会、砺波地方介護保険組合議会、砺波地域消防組合議会、及び高岡地区広域圏事務組合議会の5組合議会については、それぞれの定例会開催後の3月、9月小矢部市議会定例会中の議員懇談会において、それぞれの協議事項等の報告を行う。

⑤代表、一般質問の見直し

現行どおりとする。

⑥通年議会の導入

メリットが見いだせないので、現行どおりとし、導入しない。

⑦本会議場の服装について

市当局が定めるクールビズ期間中において、本会議場では、「ノーネクタイも可」とする。

⑧ペーパーレス化に向けたタブレットの導入

先進地の例を参考にして、タブレットの導入については、引き続き、検討していく。

(6) 議会広報に関すること

①議会だよりの配布

選挙権が18歳に引き下げられたことから、市内3高校の3年生全員へ「議会だより」を配付し、より議会に関心を持ってもらえるよう努める。

②市議会HPの充実

市議会の活動を広く周知するため、市議会HPで委員会等の開催状況や審議内容を掲載する。

5 おわりに

近年、市議会及び議員に求められる役割も大きく変わっていることから、それらに対応するべく平成 29 年 6 月から 11 箇月間にわたり理事会や協議会で 17 回の協議を重ね、今の社会情勢に沿ったより市民の負託に応えられるよう、また、議会及び議員の更なる資質の向上を目指すことを目的に「議会改革案」をまとめました。

今後も地方議会の役割を的確に把握し、その役割を果たしていくとともに、より開かれた議会となるよう、引き続き、議会改革・改善に積極的に取り組むことが重要と考えます。

平成 30 年 4 月 25 日

議会改革協議会

会長	沼田信良
副会長	福島正力
委員	中野留美子
委員	山室秀隆
委員	加藤幸雄
委員	義浦英昭
委員	吉田康弘
委員	藤本雅明
委員	白井中
委員	中田正樹
委員	石田義弘
委員	嶋田幸恵
委員	尾山喜次
委員	砂田喜昭
委員	宮西佐作

理事会

理事長	沼田信良
副理事長	福島正力
理事	義浦英昭
理事	吉田康弘
理事	藤本雅明
理事	石田義弘
理事	嶋田幸恵
理事	砂田喜昭